都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について(その3)

標記については、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号及び基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示されているところですが、本年6月の標記の取組に当たっては、以下の事項に留意願います。

記

# 1 本年6月の目標

出張受付等(出張による避難所等の場での労災保険給付支給請求書等の受付、請求書の記載の指導又は相談の実施等をいう。以下同じ。)による請求の支援を行うとともに、事業場や各商工会議所・商工会等を通じた請求勧奨の要請や各種の媒体を通じた広報を行うことにより、被災労働者及びその遺族からの労災保険給付の請求等を促進することを目標とする。

2 本年6月に取り組む事項等(岩手、宮城及び福島労働局(以下「三局」という。)に限 る。)

### (1) 基本的な考え方

これまでの取組により、避難所に避難している被災者等については一定の周知が図られたと考えられることから、出張して行う活動は、出張受付等による請求の支援に重点を置くとともに、被災地域の事業場に対する請求勧奨の要請や市町村広報紙等の媒体を活用した請求促進を図ること。

#### (2) 出張受付等の実施

地域住民が集まる市町村庁舎の一角において定期的に出張受付等を行う、商工会等 と連携を図り被災地域で出張受付等を行う場を設け定期的に実施する等により、効率 的な出張受付等を行うこと。

## (3) 事業場を通じた請求勧奨等

被災地域の事業場に電話連絡する等により、被災状況を確認し、業務上又は通勤により被災したと思われる者を把握している場合には、請求勧奨を行うよう、要請する こと。

また、各商工会議所・商工会等に対して、会員事業場に、上記と同様の取組を行うよう、要請すること。

## (4) 各種媒体による広報

出張受付等の実施日や死亡推定等請求促進に資する情報について、以下の媒体等により広報を行うよう、依頼等を行うこと。

- ① NHK のテロップ
- ② 民放テレビの広告
- ③ 県未満単位の地元紙
- ④ 局ホームページへの掲載
- ⑤ 市町村広報紙への掲載・防災無線による放送
- ⑥ 地域FMの放送

#### 3 本年6月に取り組む事項等(三局以外の局)

避難所がある局は、上記2に準じて、出張受付等のほか、市町村広報紙及び局ホーム ページによる広報を行うこと。

# 4 その他

上記の出張受付等を行うに当たっては、社会保険労務士等の活用を図るとともに、ワンストップサービスとなるよう、配意すること。